

修学資金貸付申請時及び貸付決定後に必要な提出書類について

事前審査において承認された法人が、修学資金貸付申請時以降に用意していただく必要な書類について説明します。

1. 修学資金貸付申請時の提出書類について

法人の種類により、提出書類が異なります。

① 社会福祉法人の場合

修学資金の申請者が、法人の従業者であるか否かにより、必要な手続き及び提出書類が異なります。

| 申請者と法人の雇用契約 | 定款の変更 | 提出書類 |
|-------------|---|---|
| 有り | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必要なし</div> <p>「従事者への福利厚生の一環」であり、定款の変更は必要ありません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の写し（原本証明したもの） ・理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの） |
| 無し | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必要</div> <p>定款の条文中に公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」を謳うことになります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの） ・直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業者の場合は、派遣会社と法人との契約書（原本証明したもの） |

※定款の変更を要する社会福祉法人は、評議員会による変更議決後、変更後の定款を提出してください。

② 医療法人の場合

修学資金の申請者が、法人の従業者であるか否かにより、必要な手続き及び提出書類が異なります。

| 申請者と法人の雇用契約 | 内部規定 | 提出書類 |
|-------------|---|---|
| 有り | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内部規定が必要</div> <p>「従事者への福利厚生の一環」であり、法人として連帯保証人になることは可能ですが、連帯保証人に関する内部規定が必要です。</p> <p>○内部規定とは 連帯保証を行うことに関して法人で定めている内部規定であり、「連帯保証する対象や選考方法、法人が代位弁済する際の本人との返還方法等の要件」を定めたものです。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の写し（原本証明したもの） ・理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの） |
| 無し | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内部規定が必要</div> <p>法人が運営する介護事業所の人材確保を目的とする場合に限り、連帯保証人になることができます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業者の場合は、派遣会社と法人との契約書（原本証明したもの） ・理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの） |

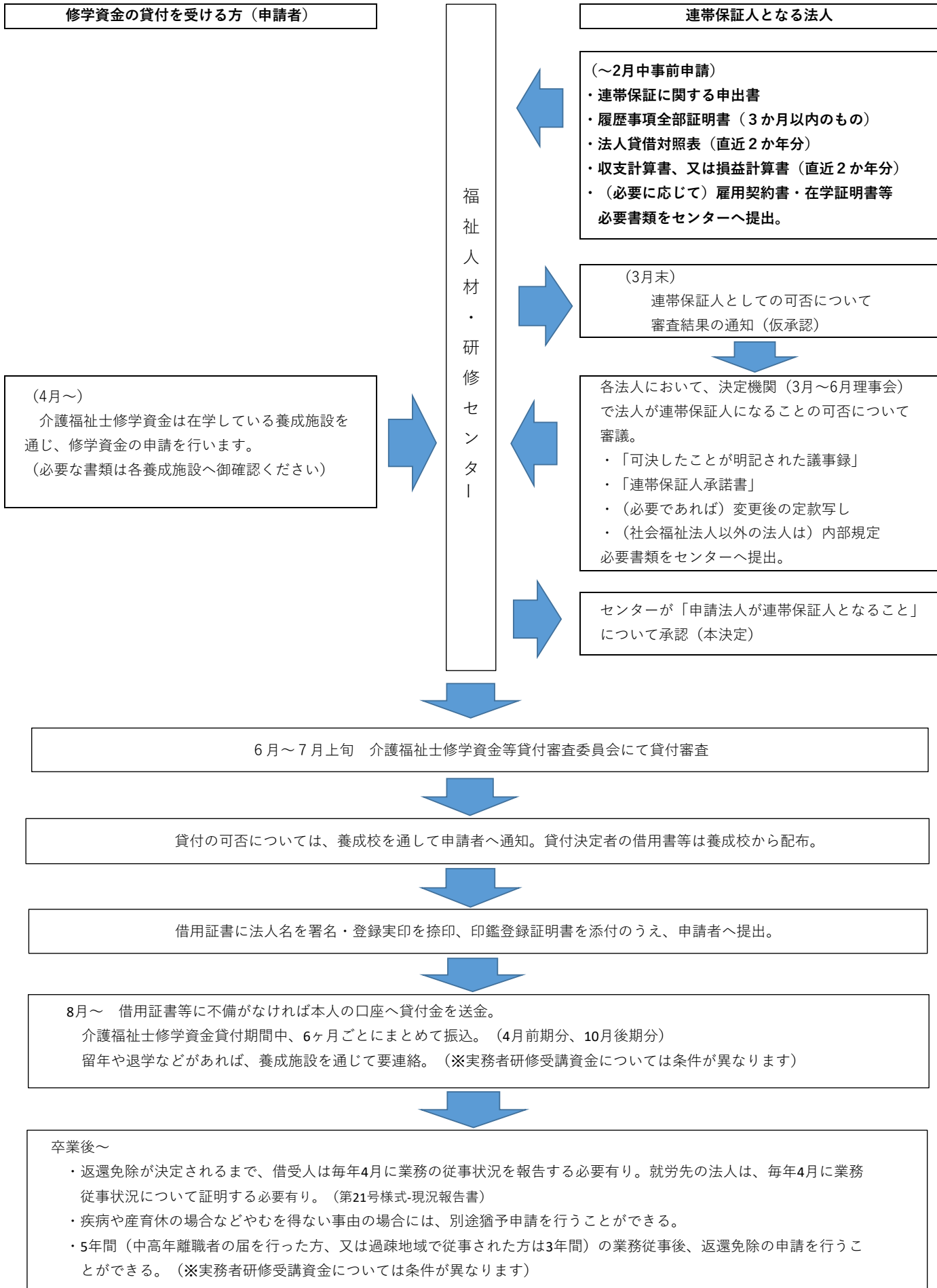
③ 株式会社等の場合

| 申請者と法人の雇用契約 | 内部規定 | 提出書類 |
|-------------|--|--|
| 有無に関わらず | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内部規定が必要</div> <p>○内部規定とは 連帯保証を行うことに関して法人で定めている内部規定であり、「連帯保証する対象や選考方法、法人が代位弁済する際の本人との返還方法等の要件」を定めたものです。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・直接の雇用契約がある場合は、雇用契約書の写し（原本証明したもの） ・直接の雇用関係ではなく、派遣会社から派遣されている従業者の場合は、派遣会社と法人との契約書（原本証明したもの） ・理事会等において申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの） |

※議事録に関しては、「承認されていること」「対象者」「貸付総額」が記載されていること

2. 事前審査の提出書類及び手続きについて

法人保証についての手続きの概要は次の通りです。



重要

下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、
本人と連帯保証人とは責任を持って返還しなければなりません。

- ①修学資金の貸し付け契約が解除されたとき。
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または熊本県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③熊本県内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により熊本県内において介護等の業務に従事できなくなったとき